

記載例

(別記様式第5の5 -1/2-)

指定の申請先の認定地方公共
団体の長の氏名を記載してく
ださい。

別記様式第5の5 (第19条関係)

指定要件に関する宣言書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇

法人の名称及び
代表者の氏名を記
載してください。

当社は、東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第1項各号に掲げる指定法人の要件に該当することを宣言します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記載例

(別記様式第5の5 -2/2-)

(参考) 法第40条第1項の指定法人の要件(規則第17条等)

- ① 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと。
- ② 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること。
- ③ 特定復興産業集積区域内に本店を有すること。
- ④ 積み立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等(区域外特定事業所を除く。)を保有しないこと。
- ⑤ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小企業者等は3,000万円以上)であること。又は中小企業者等であつて指定を受けた事業年度開始の日から当該開始の日以後3年を経過する日までの間に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額の合計額が5,000万円以上になると見込まれること。
- ⑥ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること。
- ⑦ 指定に係る復興推進事業(産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業)を行うことについての適正かつ確実な計画(指定法人事業実施計画)を有すると認められること。
- ⑧ 指定法人事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。
- ⑨ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ⑩ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。
- ⑪ 区域外事業所を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ・区域外事業所において指定に係る復興推進事業に係る主たる業務を行わないこと。
 - ・区域外事業所において使用される従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の3に相当する数又は2人のいずれか多い数以下であること。
 - ・各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員の数以上になると見込まれること。
 - ・区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員の数の合計を超えると見込まれること。
 - ・各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額以上であると見込まれること。
 - ・区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の合計を超えると見込まれること。
 - ・各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度の前年度(区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度が指定を受けようとする事業年度又は連結事業年度であるときは、当該有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度)における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数以上であると見込まれること。